

「私立学校法改正法案骨子案」に関する意見について

日本私立大学協会

常務理事・事務局長 小出 秀文

本協会は、この間、学校法人のガバナンス改革については、多種多様なガバナンスが存在しており、創設からの歴史や文化も多様であるがゆえに、①一律的な法改正で律すべきものではないこと、②多くの学校法人は、健全に自助努力で経営をおこなっている現実を評価すべきであること、③学校法人とその設置する大学が自主的にガバナンスの充実・強化を図るためガバナンス・コードを策定・公表し、その改善に努めてきていること、などの基本見解を表明してきている。これらが尊重され、このたびの骨子案が策定されたことを評価するが、なお、多様な私立学校・私立大学の運営においては、いささかの懸念を抱く点もある。以下にその点を列挙し、改善等をお願いしておきたい。

記

○総論

① 寄附行為自治・経過措置の工夫について

当該骨子案の「二、基本的な考え方」において「3. 現状から変更が生じる事項については、負担の軽減と運営の継続性に鑑み、所要の準備期間を設けるほか、大臣所轄学校法人以外の法人を中心として、必要に応じて経過措置を定める。」と記載されているが、今回の私立学校法改正の内容からすると、大臣所轄学校法人にとっても大改正になることが想定されるので、現状の機関構造から変更が生じることに関しては、大臣所轄学校法人にも経過措置・柔軟な措置等の配慮は必要と考える。

また、新私立学校法への移行にあたり、特に寄附行為の改正に伴う申請や各法人の役員等の任期の切替えについては、負担の軽減と運営の継続性を確保する観点から、適切かつ十分な猶予期間と移行措置を設けることが必要である。

学校運営の現場に混乱を来すような法改正では、角を矯めて牛を殺す結果をもたらしかねない。

② 理事、評議員、監事の任期上限について

当該骨子案では、理事の任期は4年を上限、評議員の任期は6年を上限、監事の任期は6年を上限、と記載されているが、理事会と評議員会との建設的な協働と相互けん制を確立する観点から、任期の上限は同等にすべきではないか。

○学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

このたびの報告書にもあるように、学校法人制度は、平成16年の私立学校法改正において、理事会が最終意思決定機関、評議員会は諮問機関であることが、法定化されている。今回の改正では、評議員会機能が拡充されることとなるが、評議員会は理事長が招集権者であり、議案は理事会が決定して評議員会の議案とすることが原則である。したがって、評議員会の議決が必要な議案であっても理事会が提案することになり、評議員会・評議員の独断はあり得ないという基本原則を踏まえて、法体系が構築されるべきである。

加えて、理事会と評議員会の意思決定権限の範囲を考慮し、評議員の善管注意義務・賠償責任の範囲は最小限にとどめられるべきと考える。

○評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

① 理事の選解任について

当該骨子案では、理事の解任について選任機関・監事・評議員会が機能しない場合に評議員自らが訴訟を提起できるようになっているが、機能していない評議員会の構成員である評議員の一個人に訴訟権限を持たせる必要はないと考える。

理事の権限とのバランスがとれないのではないか。

② 評議員会に対するけん制機能について

当該骨子案では、「評議員会は、評議員会以外の理事選任機関が機能しない場合に解任事由ある理事の解任を当該機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。」とあるが、理事会と評議員会との建設的な協働と相互けん制を確立する観点から、評議員会の解任についても上記と同様に、理事会の機能を定めるべきではないか。

あわせて、理事、監事と同様に、評議員の解任事由も定めるべきではないか。

○評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

① 理事と評議員の兼職禁止について

当該骨子案のとおり評議員会の権限を拡充することになれば、評議員の人数の問題だけでなく、議決事項について判断しうる能力のある適任者を選任しなければならないため、新たな人選困難の問題も生じる懸念がある。兼職禁止については、法人の規模に関係なく、経過措置・柔軟な措置等の配慮は必要であると考える。

○監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

当該骨子案では、「評議員の不正行為や法令違反については、監事による所轄庁・理事会・評議員会への報告や所轄庁による解任勧告の対象に加えることとする。」とされている反面、「監事の選解任は、評議員会の決議によって行うこととする。」とされている。

今回の私立学校法改正の趣旨は、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」、「適切な協働とけん制関係の確立」が柱になっていると推察するが、監事と評議員会の関係において、監視される側（評議員会）が監視する側（監事）を選解任するという矛盾が生じるのではないか。

評議員会の議決とする場合には、第三者機関（選考委員会等）選出の候補者を評議員会にかけることが妥当であると考えため、選任方法については独自性が尊重されるべきと考える。

○重層的な監査体制の構築

① 会計監査人の設置等について

私立学校法が改正された場合、学校法人会計基準も改正されることとなるが、会計基準改正は複雑かつ煩雑な作業を要することが懸念される。関連政省令等の改正は簡便を旨とし現場実務への負担の軽減に配慮されたい。また、会計基準の改正内容によっては、経営規模に配慮した経過措置が必要であると考え。

以 上